

建設工事における契約保証の取扱い

令和8年4月1日 総務部長決裁

1 対象範囲

請負代金額 500 万円以上（税込）の建設工事を対象とする。

2 保証の種類

契約保証は次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 現金、有価証券等
- (2) 東日本建設業保証株式会社発行の保証証書
- (3) 前号以外の保証事業会社発行の保証証書
- (4) 銀行等の保証書
- (5) 履行保証保険
- (6) 公共工事履行保証証券

3 一般競争入札案件の場合の取扱い

(1) 議会の議決に付すべき契約の場合

受注者は、仮契約締結後本契約成立までに、前項による保証を証する書類（以下「保証書類」という。）を発注課に提出する。

(2) 議会の議決に付す必要のない契約の場合

受注者は、契約予定日までに、保証書類を契約検査課に提出する。ただし、電子契約において、2(2)、(3)、(5)、(6)による保証を行う場合は、保証書類の写しを契約検査課に電子メールで送付後、保証書類原本を担当課に速やかに提出するものとする。

4 随意契約案件の場合の取扱い

受注者は、契約予定日までに、保証書類を発注課に提出する。

5 変更契約の場合の取扱い

変更契約（工事完成直前に行われるものを除く。）を締結する際、下表の項目内「○」に該当する場合は、変更後の保証書類の提出を要するものとする。なお、変更契約により初めて請負代金額が 500 万円以上となる場合も、保証書類の提出を要するものとする。

保証の種類	当初契約の3割を超える増額変更	工期の延長	減額変更 工期の短縮
現金、有価証券等	○	×	×
東日本建設業保証株式会社発行の保証証書	○	×	×
上記以外の保証事業会社発行の保証証書	○	○	×
銀行等の保証書	○	○	×
履行保証保険	○	×	×
公共工事履行保証証券	○	○	×